

マイナンバー制度の情報連携（本格運用）に伴い省略可能な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請 （子ども・子育て支援法）	市町村	障害者手帳※ 2
		生活保護受給証明書
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書
		課税証明書※ 1
児童手当の申請（児童手当法）	市町村	課税証明書
		住民票※ 1
児童扶養手当の申請（児童扶養手当法）	市町村	住民票
		課税証明書
		障害者手帳※ 2
		特別児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 （母子及び父子並びに寡婦福祉法）	都道府県・市町村	課税証明書
		生活保護受給証明書
		児童扶養手当証書
生活保護の申請（生活保護法）	保護の実施機関 （都道府県・市等）	課税証明書
		雇用保険受給資格者証
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書
特別児童扶養手当の支給の申請 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
障害児通所支援・入所支援の申請（児童福祉法）	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		障害者手帳※ 2
		特別児童扶養手当証書
障害者・児に対する医療費助成の申請 （障害者総合支援法）	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		障害者手帳※ 2
被保険者証交付の申請（介護保険法）	市町村	医療保険被保険者証※ 3
保険料の減免申請（介護保険法）	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書

※ 1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの

※ 2 住所や氏名の変更の届出が行われていない場合等、提示が必要となる場合があります。（当面の取扱いを検討中）

※ 3 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き被保険者証が必要になります。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120 (95) 0178

平 日 午前9時30分～午後8時
土日祝日 午後5時30分まで（年末年始を除く）